

○国土交通省設置法（平成十一年七月十六日法律第百号）より抜粋

第六条 本省に、次の審議会等を置く。

国土審議会
社会資本整備審議会
交通政策審議会
運輸審議会

第十三条 社会資本整備審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土交通大臣の諮問に応じて不動産業、宅地、住宅、建築、建築士及び官公庁施設に関する重要事項を調査審議すること。
- 二 前号に規定する重要事項に関し、関係行政機関（不動産業及び宅地に関する事項にあつては国土交通大臣、官公庁施設に関する事項にあつては関係国家機関）に意見を述べること。
- 三 公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）、建設業法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）、治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）、住宅建設計画法（昭和四十一年法律第百号）、住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）の規定による改正前の公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第百八十一号）及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 2 前項に定めるもののほか、社会資本整備審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他社会資本整備審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

第十四条 交通政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土交通大臣の諮問に応じて交通政策に関する重要事項を調査審議すること。
- 二 前号に規定する重要事項に関し、関係各大臣に意見を述べること。
- 三 観光基本法（昭和三十八年法律第百七号）、全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）、内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）、造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）、臨時船舶建造調整法（昭和二十八年法律第

百四十九号)、造船業基盤整備事業協会法(昭和五十三年法律第百三号)、船舶職員法(昭和二十六年法律第百四十九号)、水先法(昭和二十四年法律第百二十一号)、港湾法(昭和二十五年法律第百十八号)、港湾整備促進法(昭和二十八年法律第百七十号)、港湾整備緊急措置法(昭和三十六年法律第二十四号)、広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第七十六号)、気象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号)及び海上交通安全法(昭和四十七年法律第百十五号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

- 2 前項に定めるもののほか、交通政策審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他交通政策審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

○交通政策審議会令（平成十二年政令第三百号）

（所掌事務）

第一条 交通政策審議会（以下「審議会」という。）は、国土交通省設置法第十四条第一項に規定するもののほか、陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）及びエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第二条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第三条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。

（委員の任期等）

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（会長）

第五条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(分科会)

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
交通体系分科会	一 交通体系の整備その他の交通政策であって総合的かつ基本的なものについて調査審議すること。 二 エネルギーの使用の合理化に関する法律第五十七条第三項（同法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）及び第六十四条第三項並びに陸上交通事業調整法の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
技術分科会	一 運輸技術及び気象業務に関連する技術の総合的かつ計画的な振興に関する重要事項を調査審議すること。 二 エネルギーの使用の合理化に関する法律第十六条第五項、第七十九条第三項及び第八十一条第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
観光分科会	観光立国推進基本法（平成十八年法律第百十七号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
陸上交通分科会	一 鉄道、道路運送その他の陸上交通に関する重要事項を調査審議すること。 二 全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
海事分科会	一 海運、造船に関する事業、船舶、船員及び船舶交通安全に関する重要事項を調査審議すること（船員労働委員会の所掌に属するものを除く。）。 二 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）、造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）、臨時船舶建造調整法（昭

	和二十八年法律第四百九号)、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第四百九号)、水先法(昭和二十四年法律第二百一十一号)及び海上交通安全法(昭和四十七年法律第一百五号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
港湾分科会	一 港湾、航路及び港湾運送に関する重要事項を調査審議すること。 二 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)、港湾整備促進法(昭和二十八年法律第七十号)及び広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第七十六号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
航空分科会	航空に関する重要事項を調査審議すること。
気象分科会	気象業務法(昭和二十七年法律第六十五号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、国土交通大臣が指名する。
- 3 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(部会)

- 第七条 分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、分科会長が指名する。
 - 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
 - 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
 - 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
 - 6 分科会は、その定めるところにより、部会の議決をもって分科会の議決とすることができる。

(議事)

第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、国土交通省総合政策局総務課において総括し、及び処理する。ただし、交通体系分科会、技術分科会、観光分科会、陸上交通分科会、海事分科会、港湾分科会、航空分科会及び気象分科会に係るものについては、次項から第九項までに定めるところにより処理する。

- 2 交通体系分科会の庶務は、国土交通省政策統括官において処理する。
- 3 技術分科会の庶務は、国土交通省総合政策局技術安全課において処理する。
- 4 観光分科会の庶務は、国土交通省総合政策局観光政策課において処理する。
- 5 陸上交通分科会の庶務は、国土交通省鉄道局総務課において総括し、及び処理する。ただし、道路運送及び道路運送車両に関する重要事項に係るものについては、国土交通省自動車交通局総務課において処理する。
- 6 海事分科会の庶務は、国土交通省海事局総務課において処理する。
- 7 港湾分科会の庶務は、国土交通省港湾局総務課において処理する。
- 8 航空分科会の庶務は、国土交通省航空局監理部総務課において処理する。
- 9 気象分科会の庶務は、気象庁総務部において処理する。

(雑則)

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

○交通政策審議会運営規則（平成13年3月13日交通政策審議会決定）

（趣旨）

第1条 交通政策審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項は、交通政策審議会令に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の招集）

第2条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び審議事項を委員、当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）に通知する。

（書面による議事）

第3条 会長は、やむを得ない事由により審議会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び当該議事に関係のある臨時委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問ひ、その結果をもって審議会の議決に代えることができる。

（議長）

第4条 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

（委員等以外の者の出席）

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、審議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（議事録）

第6条 審議会の議事については、議事録を作成するものとする。

(議事の公開)

第7条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(分科会)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、調査審議事項を分科会に付託することができる。

2 分科会の議決は、会長が適当であると認めるときは、審議会の議決とすることができる。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成13年3月13日から施行する。

交通政策審議会交通体系分科会運営規則（平成十五年六月六日交通体系分科会決定）

改正：平成二二年十一月八日交通体系分科会決定

（趣旨）

第一条 交通体系分科会（以下「分科会」という。）の議事の手続きその他分科会の運営に関し必要な事項は、交通政策審議会令及び交通政策審議会運営規則に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の招集）

第二条 分科会は、分科会長（以下「会長」という。）が招集する。

2 会長は、分科会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び審議事項を委員、当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）に通知する。

（書面による議事）

第三条 会長は、やむを得ない事由により分科会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び当該議事に関係のある臨時委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって分科会の議決に代えることができる。

（議長）

第四条 会長は、議長として分科会の議事を整理する。

（委員等以外の者の出席）

第五条 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、分科会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（議事録）

第六条 分科会の議事については、議事録を作成するものとする。

（議事の公開）

第七条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

（部会）

第八条 分科会は、部会を置くことができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、調査審議事項を部会に付託することができる。

3 部会の議決は、会長が適当であると認めるときは、分科会の議決とすることができる。

（小委員会）

第九条 会長は、必要があると認めるときは、小委員会を設置して調査させることができる。

2 小委員会に属すべき委員等は、分科会に属する委員等のうちから、会長が指名する。

3 小委員会に委員長を置き、当該小委員会に属する委員等のうちから、会長が指名する。

4 小委員会は、委員長が招集する。

- 5 委員長は、小委員会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査事項を当該小委員会に属する委員等に通知する。
- 6 委員長に事故があるときは、当該小委員会に属する委員等のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 委員長は、調査を終了したときは、速やかにその結果を会長に報告するものとする。
- 8 小委員会の議事については、第四条から第七条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、「分科会」とあるのは「小委員会」と読み替えるものとする。

(庶務)

第十条 分科会の庶務は、国土交通省政策統括官付参事官において総括し、及び処理する。

(雑則)

第十一条 この規則に定めるもののほか、分科会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成十五年六月六日から施行する。

附 則 (平成二二年十一月八日交通体系分科会決定)

この規則は、平成二二年十一月八日から施行する。

○社会資本整備審議会令（平成十二年政令第二百九十九号）

（所掌事務）

第一条 社会資本整備審議会（以下「審議会」という。）は、国土交通省設置法（以下「法」という。）第十三条第一項及び附則第七条に規定する事務をつかさどるほか、陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）第二条第一項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（組織）

第二条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第三条 委員は、学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。

- 2 臨時委員は、学識経験のある者並びに当該特別の事項に関係のある地方公共団体の長及び議会の議員のうちから、国土交通大臣が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。

（委員の任期等）

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、非常勤とする。

（会長）

第五条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代

理する。

(分科会)

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
公共用地分科会	土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）及び公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
産業分科会	一 法第十三条第一項第一号及び第二号に掲げる事務（不動産に関するものに限る。）をつかさどること。 二 建設業法（昭和二十四年法律第百号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
住宅宅地分科会	一 法第十三条第一項第一号及び第二号に掲げる事務（宅地及び住宅に関するものに限る。）をつかさどること。 二 住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）及び住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二十九条第三項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成八年法律第五十五号）の規定による改正前の公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
都市計画・歴史的風土分科会	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）の規定により、並びに陸上交通事業調整法の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
河川分科会	河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）及び土砂災害警

	戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
道路分科会	道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
建築分科会	一 法第十三条第一項第一号及び第二号に掲げる事務（建築、建築士及び官公庁施設に関するものに限る。）をつかさどること。 二 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員等は、国土交通大臣が指名する。
- 3 分科会に、分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

（部会）

第七条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 審議会に置かれる部会に属すべき委員等は、会長が指名する。
- 3 分科会に置かれる部会に属すべき委員等は、当該分科会に属する委員等のうちから、分科会長が指名する。
- 4 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 審議会（分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決と

することができる。

(幹事)

第八条 審議会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、国土交通大臣が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務のうち、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の規定によりその権限に属させられた事項について、委員及び臨時委員を補佐する。
- 4 幹事は、非常勤とする。

(議事)

第九条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。この場合において、第一項中「三分の一」とあるのは「三分の一（分科会にあつては国土交通大臣、審議会に置かれる部会にあつては会長、分科会に置かれる部会にあつては分科会長が三分の一を超える定足数を定めたときは、当該定足数）」と、前項中「会長」とあるのは「分科会にあつては分科会長、部会にあつては部会長」と読み替えるものとする。

(資料の提出等の要求)

第十条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第十一条 審議会の庶務は、国土交通省総合政策局総務課において総括し、及び処理する。ただし、産業分科会、住宅宅地分科会、都市計画・歴史的風土分科会、河川分科会、道路分科会及び建築分科会に係るものについては、次項から第七項までに定めるところにより処理する。

- 2 産業分科会の庶務は、国土交通省総合政策局建設業課において総括し、及び処理する。ただし、不動産業に関する重要事項に係るものについては、国土交通省総合政策局不動産業課において処理する。
- 3 住宅宅地分科会の庶務は、国土交通省住宅局住宅政策課において総括し、

及び処理する。ただし、宅地に関する重要事項に係るものについては、国土交通省土地・水資源局総務課において処理する。

4 都市計画・歴史的風土分科会の庶務は、国土交通省都市・地域整備局総務課において処理する。

5 河川分科会の庶務は、国土交通省河川局総務課において処理する。

6 道路分科会の庶務は、国土交通省道路局総務課において処理する。

7 建築分科会の庶務は、国土交通省住宅局建築指導課において総括し、及び処理する。ただし、官公庁施設に関する重要事項に係るものについては、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課において処理する。

(雑則)

第十二条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

○社会資本整備審議会運営規則（平成13年2月27日社会資本整備審議会決定）

（趣旨）

第1条 社会資本整備審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項は、社会資本整備審議会令に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

（会議の招集）

第2条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び審議事項を委員、当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）に通知する。

（書面による議事）

第3条 会長は、やむを得ない事由により審議会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員及び当該議事に関係のある臨時委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問ひ、その結果をもって審議会の議決に代えることができる。

（議長）

第4条 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

（委員等以外の者の出席）

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員等以外の者に対し、審議会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

（議事録）

第6条 審議会の議事については、議事録を作成するものとする。

（議事の公開）

第7条 会議又は議事録は、速やかに公開するものとする。ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる。

2 前項ただし書の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、会議、議事録又は議事要旨の公開により当事者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがあるときは、会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

（分科会）

第8条 会長は、必要があると認めるときは、調査審議事項を分科会に付託することができる。

- 2 分科会の議決は、会長が適当であると認めるときは、審議会の議決とすることができる。
- 3 分科会の議事においては、第2条から前条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「分科会」、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

(部会)

第9条 審議会又は分科会は、部会を置くことができる。

- 2 会長（分科会に置かれる部会にあつては分科会長。次項において同じ。）は、必要があると認めるときは、調査審議事項を部会に付託することができる。
- 3 部会の議決は、会長が適当であると認めるときは、審議会（分科会に置かれる部会にあつては分科会。）の議決とすることができる。
- 4 部会の議事においては、第2条から第7条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。

附 則

この規則は、平成13年2月27日から施行する。

社会資本整備審議会道路分科会運営規則

社会資本整備審議会運営規則第10条の規定に基づき、社会資本整備審議会道路分科会運営規則を次のとおり定める。

社会資本整備審議会道路分科会長
家田 仁

(小委員会の設置)

第1条 道路分科会長は、必要があると認めるときは、小委員会を設置して調査させることができる。

(小委員会の委員)

第2条 小委員会に属すべき委員等（社会資本整備審議会令（平成十二年六月七日政令第二百九十九号）第4条第5項の「委員等」という。以下同じ。）は、道路分科会に属する委員等のうちから、道路分科会長が指名する。

(委員長)

第3条 小委員会に委員長を置き、当該小委員会に属する委員等のうちから、道路分科会長が指名する。

2 小委員会は、委員長が招集する。

3 委員長は、小委員会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査事項を当該小委員会に属する委員等に通知する。

4 委員長に事故があるときは、当該小委員会に属する委員等のうちから道路分科会長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。

5 委員長は、調査を終了したときは、速やかに調査結果を道路分科会長に報告するものとする。

(議事)

第4条 小委員会の議事については、社会資本整備審議会運営規則第4条から第7条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、「審議会」とあるのは「小委員会」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成22年8月3日から施行する。

社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会運営規則

社会資本整備審議会運営規則第10条の規定に基づき、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会運営規則を次のとおり定める。

社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会長
越澤 明

(小委員会の設置)

第1条 都市計画・歴史的風土分科会長は、必要があると認めるときは、小委員会を設置して調査させることができる。

(小委員会の委員)

第2条 小委員会に属すべき委員等（社会資本整備審議会令（平成十二年六月七日政令第二百九十九号）第4条第5項の「委員等」という。以下同じ。）は、都市計画・歴史的風土分科会に属する委員等のうちから、都市計画・歴史的風土分科会長が指名する。

(委員長)

第3条 小委員会に委員長を置き、当該小委員会に属する委員等のうちから、都市計画・歴史的風土分科会長が指名する。

- 2 小委員会は、委員長が招集する。
- 3 委員長は、小委員会を招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査事項を当該小委員会に属する委員等に通知する。
- 4 委員長に事故があるときは、当該小委員会に属する委員等のうちから都市計画・歴史的風土分科会長があらかじめ指名するものが、その職務を代理する。
- 5 委員長は、調査を終了したときは、速やかに調査結果を都市計画・歴史的風土分科会長に報告するものとする。

(議事)

第4条 小委員会の議事については、社会資本整備審議会運営規則第4条から第7条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、「審議会」とあるのは「小委員会」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成22年11月8日から施行する。